

真室川町いじめ防止基本方針

平成27年7月

真室川町教育委員会

(最終改定 平成30年3月)

目 次

はじめに	1
第1 いじめの防止等に対する基本的考え方	2
1 いじめの定義	2
2 いじめの防止等に対する基本的考え方	2
第2 いじめの防止等のために町が実施する取組	3
1 町いじめ防止基本方針の策定	3
2 町いじめ問題対策連絡協議会の設置	3
3 町いじめ問題対策専門委員会の設置	4
4 いじめの未然防止等のための取組	4
第3 いじめの防止等のために学校が実施する取組	4
1 学校いじめ防止基本方針の策定	4
2 いじめ防止対策委員会の設置	5
3 学校の取組	5
(1) 未然防止について	5
(2) 早期発見について	5
(3) いじめに対する措置について	6
第4 教育的諸課題から配慮すべき児童生徒の対応	7
1 発達障がいを含む、障がいのある児童生徒	7
2 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒	7
3 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒	7
4 被災児童生徒	7
第5 インターネット上のいじめへの対応	7
1 インターネット上のいじめの未然防止	7
(1) 情報モラル指導の徹底と教員の指導力の向上	7
(2) 家庭・地域、PTAとの連携	8
2 インターネット上のいじめの早期発見・早期対応	8
(1) 早期発見への取組	8
(2) 早期対応への取組	8
第6 重大事態への対処	9
1 いじめの重大事態について	9
2 教育委員会及び学校の対応	9
3 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置	9
重大事態発生時の対応の流れ	10

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本町では、これまで「心豊かで いのち輝く 真室川っ子の育成」を学校教育の目標に掲げ、「いのち」を大切にした教育を進めてきた。その中で、自分のいのちと同じように他者のいのちをも大切にす指導を行い、相手を尊重する態度を育ててきている。

しかしながら、それでもいじめは「いつでも、どこでも、誰に対しても」起こりうるものである。そのことを関係者がしっかりと認識しながらいじめ防止等の取組を行っていく必要がある。

町では、いじめ防止対策推進法（平成25年度法律第71号。以下「法」という。）の施行を受け、平成27年3月25日に「真室川町いじめ防止等対策推進条例」（以下「条例」という。）を公布・施行した。

そして、このたび、法第12条に基づくとともに、条例第3条の規定により、いじめの未然防止、早期発見、適切な対応等に関する総合的な方針を定めた「真室川町いじめ防止基本方針」（以下、「町基本方針」）を策定するものである。

第1 いじめの防止等に対する基本的考え方

1 いじめの定義

法第2条には、次のように「いじめの定義」が示されている。

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、いじめの態様には次のようなものが考えられる。

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話（スマートフォンを含む）等で誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

これらのことについて、学校・家庭・地域においてそれぞれが正しい認識をもち、いじめを見逃さないことが大切である。

また、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合も法が定義するいじめに該当するため、校内組織において情報共有することは必要である。ただし、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

2 いじめの防止等に対する基本的考え方

法第3条には基本理念が次のように示されている。

(基本理念)

- 1 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の元、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

この理念に基づいた対応を行っていくとともに、「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうる」ものであるということを十分認識しながら、次のような基本的考え方によりいじめの防止等を進めていくものとする。

- いじめは絶対に許されない行為であるという基本的認識を関係する全ての者が持つとともに、いじめられている児童・生徒を絶対に守り通すという強い信念で対応にあたる。
- 学校・家庭・地域社会が連携して、いじめの未然防止・早期発見・適切な対応に努める。
- いじめの未然防止のために、児童・生徒の心が通じ合う学校づくりや学級づくりを進める。
- いじめの早期発見のために、常日頃から、児童・生徒が示すわずかな変化や信号を見逃さないという高い意識をもつ。
- いじめと認識された場合、学級担任など特定の教職員が一人で抱え込むことなく組織的に対応する。

第2 いじめの防止等のために町が実施する取組

1 町いじめ防止基本方針の策定

法第12条に基づき、条例第3条により「真室川町いじめ防止基本方針」（町基本方針）を策定する。町基本方針では、

- 1 いじめの防止等に対する基本的考え方
- 2 いじめの防止等のために町が実施する取組
- 3 いじめの防止等のために学校が実施する取組
- 4 重大事態への対処 等

について定めるものとする。

2 町いじめ問題対策連絡協議会の設置

法第14条第1項に基づき、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため条例第4条により「真室川町いじめ問題対策連絡協議会」（以下、「連絡協議会」）を設置する。連絡協議会では、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 町基本方針に基づきいじめ防止等のための有効な対策に関すること
- (2) 学校の取組についての協議、情報交換等に関すること

また、連絡協議会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命し、15人以上をもって組織する。

学校の教職員、保護者、児童相談所の職員、人権擁護委員、山形県警察の職員、教育委員会事務局の職員、その他教育委員会が必要と認める者
--

3 町いじめ問題対策専門委員会の設置

法第14条第3項及び法第28条第1項の規定に基づき、連絡協議会との円滑な連携の下に、学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うために教育委員会の附属機関として、条例第12条により「真室川町いじめ問題対策専門委員会」（以下、「専門委員会」）を設置する。専門委員会では、次に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) いじめの防止等のための必要な対策に関すること
- (2) 学校の設置者が法第28条第1項の規定に基づく調査を行う場合における重大事態に係る事実関係に関すること

また、専門委員会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、5人以内をもって組織する。

教育、法律、心理、福祉等についての専門的な知識及び経験を有する者

4 いじめの未然防止等のための取組

- (1) いじめの未然防止・早期発見について

全校において「いのち」を大切にした教育を推進していく。道徳教育を充実させ豊かな心を育んだり「いのちの日」において「いのち」の大切さを意識化させたりしていく。また、温かな人間関係を基盤とした生徒指導を充実させ、居心地のよい学校・学級作りに努めていくようにする。

町教頭会や教務主任会等において、学校のいじめ未然防止への取組等について確認や情報交換を行う。また、いじめアンケートや個人面談等の取組状況についても情報交換の場を設けるようにしていく。

また、町生徒指導連絡協議会、町PTA連絡協議会、青少年育成町民会議等と連携を図りながら、健全な子どもたちを育てる取組を行っていくようにする。特に、インターネット上のいじめ防止については、家庭や関係機関と連携を深め対応していく。

- (2) いじめへの対応について

法第23条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ学校に対し必要な支援を行い、若しくは学校が必要な措置を講ずるよう指導・助言を行い、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うこととする。

第3 いじめの防止等のために学校が実施する取組

1 学校いじめ防止基本方針の策定

法第13条に基づき、学校では、いじめの未然防止、早期発見等いじめの防止等のために、具体的な方針を定めた「学校いじめ防止基本方針」を策定する。この基本方針は、全職員で共通理解を図るとともに絶えず見直しを図るものとする。

2 いじめ防止対策委員会の設置

法第22条に基づき、いじめ防止等に関する措置を実効的に行う「いじめ防止対策委員会」を学校に設置する。委員は、学校の教職員に加え、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者等を加えるものとする。

いじめ防止対策委員会では、いじめの未然防止、早期発見、いじめが発生したときの対応等について組織的かつ具体的に行っていくものとする。

3 学校の取組

(1) 未然防止について

① 教職員による共通認識に基づいた指導

「いじめの定義」「いじめの態様」「学校いじめ防止基本方針」等について、全職員で共通理解・共通認識を図りながらいじめ防止等に取り組むものとする。

② 「いのち」の教育の推進

学校の教育活動全体において、「いのち」の教育を推進し、「生命の大切さ」等を指導していく。また、様々な集団活動を通して多様なものの見方や考え方、他者への思いやりの心等を育てていくようにする。

③ 児童・生徒の主体的な取組

いじめ撲滅につながる児童・生徒主体の活動を推進していくものとする。例えば、あいさつ運動の展開や「いじめ撲滅宣言」の制定、小中連携での児童・生徒の交流活動等が考えられる。

④ 家庭・地域との連携

学校がいじめ防止等への取組を懇談会や研修会、便り等を通して、家庭や地域にも知らせ、協力を求めるようにする。

(2) 早期発見について

① いじめを見逃さないための会議や研修等の実施

定期的に児童・生徒について情報交換を行う場を設けるとともに、日常的に児童・生徒について語りながら、わずかな変化に気付く体制を整えるものとする。

特に、いじめの初期状況（例：体調不良を訴え、保健室へ行く回数が増える。所持品に落書きがある。一人でいることが多くなる。給食の盛りつけを忘れられる。等）について、校内で研修を深め、わずかな変化を見逃さない力を高めるようにする。

② 教育相談や各種アンケート等の実施

県の児童・生徒用「いじめ発見調査アンケート」や「いじめに関する保護者アンケート」等を実施・分析するとともに定期的に個別の教育相談を実施し、いじめの早期発見に努める。また、各種検査等を活用して、児童・生徒同士の人間関係を把握するようにしていく。

③ 相談窓口の設置

いじめに係る相談は、学級担任だけでなく、なおかついつでも相談できる体制を整え、児童・生徒や保護者に周知しておくようにする。

(3) いじめに対する措置について

① 素早い事実確認と組織的な対応

いじめが疑われる事案が発生した場合、速やかにいじめの事実確認を行うとともに校長・教頭に報告する。いじめの事実確認を行う際には、関係児童・生徒から適切な方法で実施し、正確な情報を収集する。その際、被害を受けていると思われる児童・生徒のプライバシーや個人情報に十分配慮する。

また、各校の「いじめ防止対策委員会」を開催し、情報を共有して組織的な対応を行っていく。

② 被害者・加害者及び保護者への対応

被害児童・生徒に対しては、全職員で守り通すということを告げ、安心させるようにする。加害児童・生徒には、いじめはどんなことがあっても行ってはならないことであり、毅然とした態度でその行為について指導を行うとともに継続的な支援を行っていく。

被害児童・生徒の保護者には、学校が確認した事実を説明するとともに、保護者の願いに耳を傾け、児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう学校全体で見守ることを伝える。

加害児童・生徒の保護者には、いじめの事実を伝え、理解や協力を得るようにする。

③ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。文部科学省では、いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があるとしている。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断することとする。

1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校のいじめ防止対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談

等により確認する。

上記のいじめが、「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

第4 教育的諸課題から配慮すべき児童生徒の対応

1 発達障がいを含む、障がいのある児童生徒

発達障がいを含む、障がいのある児童生徒が関わるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。

2 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒

海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の違いから、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの違いからいじめが行われないよう、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

3 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒

性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障がいや性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

4 被災児童生徒

東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（「被災児童生徒」という。）については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該被災児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

第5 インターネット上のいじめへの対応

1 インターネット上のいじめの未然防止

(1) 情報モラル指導の徹底と教員の指導力の向上

各学校においては、IT機器の積極的な活用と同時に、ネット上のいじめを予防する

観点から、また、児童生徒がインターネット上のトラブルに、巻き込まれることに鑑み、情報化への対応として、他人への影響を考えて行動することや有害情報への対応などの情報モラル教育を行っていく。

情報モラル教育については、学校全体で取り組み、指導に当たってはそれぞれの教員が、インターネット等に関する知識やネット上のいじめの実態を理解し、児童生徒への情報モラルに関する指導力の向上を図る。

(2) 家庭・地域、PTAとの連携

インターネット上のいじめについては学校の取組だけではなく、家庭や地域が連携・協力し未然防止や、早期発見・早期対応へ向けた取組を行っていく必要がある。

各学校においては、保護者会や地域懇談会等の機会を捉えて、校内における情報モラルに関する指導状況や児童生徒のインターネット利用状況等について、家庭・地域に情報提供を行い、学校と連携してネット上のいじめの未然防止と、早期発見・早期対応に向けた情報共有や相談活動への協力を求めていく。

2 インターネット上のいじめの早期発見・早期対応

(1) 早期発見への取組

① インターネット上のいじめのサインをキャッチするポイント

インターネット上のいじめも現実の人間関係が強く反映されている場合が多くある。従って、現実での人間関係をしっかり把握することがインターネット上のいじめの発見にもつながる。このため、トラブルに巻き込まれた児童生徒が見せる小さな変化やサインを見逃さず、児童生徒の心に寄り添いながら声をかけ、いじめの芽に気づく努力が必要である。

② インターネット上のいじめについての相談体制の整備

インターネット上のいじめはもともとその把握が難しいものであるため、被害を受けている本人が気づかないところで進行する場合もある。このため、各学校においては、インターネットを利用している児童生徒が、自分自身もしくは身近な友達へのインターネット上のいじめを発見した際、どのように対応すればよいかを含め、相談しやすい関係や体制を日頃から築いておくことが必要である。

(2) 早期対応への取組

インターネット上の不適切な書き込みや画像・動画の掲載等については、被害の拡大を避けるため、迅速かつ徹底的に削除する措置をとる。特に名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、管理者やプロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局に協力を求める。

なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切な援助を求める。

第6 重大事態への対処

1 いじめの重大事態について

法第28条第1項に重大事態について次のように規定されている。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

「生命、心身又は財産に重大な被害」に該当するケースとは、次のような場合である。

- 児童生徒が自殺を図った場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

なお、「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手するものとする。

2 教育委員会及び学校の対応

いじめの重大事態については、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」並びに「山形県いじめ防止基本方針」により適切に対応する。

重大事態が発生した場合（いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。）、学校は、事実確認を行うとともに、すぐに教育委員会に報告を行う。生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときは、警察署に通報を行う。教育委員会は、事実を町長に伝えるとともに調査を行う主体を「真室川町いじめ問題対策専門委員会」か「学校内のいじめ対策委員会等」のどちらにするか決定する。

調査は、初期アンケートについては3日以内に実施し、結果を教育委員会に報告する。教育委員会は、その結果について、被害を受けた保護者に説明するとともに町長に報告を行う。

（図1参照）

3 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

調査結果の報告を受けた町長は、再調査を行うか判断し、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、「真室川町いじめ問題再調査委員会」を発足し、調査の結果について再調査を行う。

再調査について報告を受けた町長は、再調査結果についていじめ被害を受けた保護者に説明を行う。また、町議会において報告を実施する。（図1参照）

(図1)

重大事態発生時の対応の流れ

